

収去検査結果の概要(令和6年1月～3月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	43	43	-
無加熱摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	22	22	-
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	220	219	※ 1
乳製品	-	-	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	38	38	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	98	98	-
菓子類	26	26	-
清涼飲料水	13	13	-
酒精飲料	-	-	-
氷雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-
その他の食品	4	4	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	8	8	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	472	471	1

※動物用医薬品基準値違反

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。